

統 審 議 第 6 号

平成14年 6 月 1 4 日

総 務 大 臣

片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長

竹 内 啓

諮問第283号の答申

平成14年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

厚生労働省は、近年の社会環境や疾病構造の変化、多様化・高度化する国民の医療に対するニーズ、情報化社会の急速な進展に対応した医療分野における変化等を踏まえ、平成14年に実施を予定している医療施設調査（指定統計第65号を作成するための調査）について、医療提供体制の整備状況、医療分野における情報化の進捗状況等の実態をよりの確に把握するため調査事項の変更を行い、また、平成14年に実施を予定している患者調査（指定統計第66号を作成するための調査）について、調査票の分割、調査事項の削減等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の両調査の調査計画全般について、他の統計調査との整合性の確保を含めた統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 医療施設調査

調査事項については、1)医療分野における情報化及び医療安全対策の進捗状況を把握し、その進展に資するため、3種類（「病院票」、「一般診療所票」及び「歯科診療所票」）のすべての調査票に「ホームページの開設」の有無を、「病院票」及び「一般診療所票」に「電子カルテシステムの導入状況」を、「一般診療所票」及び「歯科診療所票」に「レセプト処理用コンピューター」の導入状況を、「病院票」に「医療安全体制」を追加するほか、2)平成16年度から臨床研修が必修化されることを踏まえた、研修施設（病院）となり得る病院数の把握及び病院ごとに受入れ可能な研修医数の基準設定に資するため、「病

院票」に「医師免許取得後2年以内の医師数」を追加する計画である。

一方、これまでの調査結果により傾向が把握できたことや他のデータにより概況把握が可能なことなどから、3種類のすべての調査票において「他の医療機関等への診療情報提供状況」を、また、「病院票」及び「一般診療所票」において「保健事業（等）」の状況などを削除すること等を計画している。

これについては、医療施設における情報化の進展や高度化する医療ニーズへの対応及び報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「電子カルテシステムの導入状況」、「医療安全体制」及び「医師免許取得後2年以内の医師数」に関しては、報告者側における負担や混乱をより少なくし、正確な報告を得る観点から、選択肢の簡素化や定義の明確化を図って実施することが適当である。

(2) 患者調査

ア 調査票の構成

従来の6種類の調査票（「病院（奇数）票」、「病院（偶数）票」、「一般診療所票」、「歯科診療所票」、「病院退院票」及び「一般診療所退院票」）のうち「病院（奇数）票」については、病院の入院患者及び外来患者双方について、同一の調査票により、受療の状況や診療費支払方法等の状況を把握していたが、これを入院患者用（「病院入院（奇数）票」）と外来患者用（「病院外来（奇数）票」）とに分割して把握する計画である。

これについては、従来の調査票では入院患者についてのみ記入する調査事項も混在していたのに対して、記入実務上の混乱がないよう配慮したものとなっていることから、適当と認められる。

イ 調査事項

調査事項については、救急医療体制の整備を図る上での指標として救急患者の発生状況を把握するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」及び「一般診療所票」に「救急の状況」を追加する計画である。

また、1)患者の受療状況については、傷病別に分析することが中心となり、診療科別に把握する必要性が低下したこと、また、診療科別患者数については、医療施設調査により別途把握が可能であることから、7種類の調査票のうち「病院（偶数）票」及び「歯科診療所票」を除く5種類の調査票において、「診療科名」を削除するほか、2)前回調査では、介護保険制度の導入を控えていたことから、長期入院患者の要介護度の推計等の精度向上を図るために「病院入院（奇数）票」及び「一般診療所票」において12項目に拡大していた「心身の状況」を、4項目に縮減するとともに、従来、すべての病床を対象として把握していた当該項目を、介護保険又は医療保険の適用となる療養病床（療養型病床群）など3病床に限定して把握すること等を計画している。

これらについては、救急患者の的確な把握及び報告者負担の軽減の観点から、おお

むね適当と認められる。

しかしながら、「救急の状況」については、「救急」のとらえ方について混乱が生じないように調査票上の表記の見直しを行う必要がある。

また、傷病名については、従来、主傷病名及び副傷病名を調査していたが、今回の計画では、主傷病名のみを把握することとしている。主傷病名の把握については、複数の傷病を有する患者の場合、医療機関の事務職員だけではカルテに記載された複数の傷病の中から何を主な傷病とするか決定しにくいことから、例えば、可能な限り、主治医に確認した上で調査当日の治療対象となった主傷病名を記入することを求めるなど正確な記入を確保するための方策を、記入の手引等においてより分かりやすく明記するなどの措置を講ずる必要がある。

(3) 両調査の集計事項

集計事項については、調査事項の見直し等に応じた表章様式の変更を行う計画であり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、医療施設の病床規模の階級区分などの結果表章上の区分については、他の統計調査とのデータの相互比較等に資する観点から、可能な範囲で、共通化に留意したものとする必要がある。

2 今後の課題

(1) 医療施設調査

調査事項については、国民の医療ニーズに対応した医療サービスの提供状況を把握する観点から、例えば、「病院票」においては、従来から把握している「表示診療時間の状況」や「夕食の状況」に加え、今回、新たに「ホームページの開設」の有無についても把握することとしている。

しかしながら、近年、国民の医療ニーズが高度化・多様化していることなどを踏まえ、ホームページ上で提供している具体的な情報の内容や患者向けの診療ガイドラインの導入状況など、国民の医療ニーズに対応した医療サービスの提供状況等を把握するため、調査事項の充実を図るよう、報告者負担の軽減にも配慮しつつ、検討する必要がある。

また、「施設名」や「所在地」のほか、「開設者」など変更が少ないと思われる調査事項については、報告者負担の軽減の観点から、プレプリントの導入について検討する必要がある。

(2) 患者調査

ア 調査事項

「副傷病名」については、報告者負担が大きく、現在、傷病別患者数の推計は「主傷病名」を基に行われていることにかんがみ、7種類の調査票のうち傷病名の記載を要しない「病院（偶数）票」を除く6種類の調査票において、これを削除することは現状ではやむを得ないが、疾病構造が変化しており、複数の傷病を持つ者も少なくな

いことから、医療事務の電子化等の進展を踏まえながら、同一の患者についての複数の傷病の把握とそのデータの活用の在り方について引き続き検討する必要がある。

イ 標本設計等

病院に係る調査の標本設計については、地域における医療の実情を的確に把握する観点から、引き続き、特定機能病院など重要で数の少ない層については抽出率を高く、また、二次医療圏のうち圏内の病院数が少ないところについてはしつ皆とし、大都市圏等圏内の病院数が多いところについては抽出率を低くするなどにより、全体で7割の病院を抽出して実施する計画である。

しかしながら、現在の標本設計では、多種多様な医療機関を適切に層化することが困難であり、その結果、専門医療機関が抽出から漏れてしまう可能性があること、また、多くの患者について調査票を作成しなければならない大規模な病院においては負担が大きくなっていることなどの問題がある。さらに、傷病別患者数を二次医療圏単位で推計するという目的のためには、現在の標本設計及び調査方法については改善の余地があるものと考えられる。したがって、医療施設の機能分化や疾病構造の変化を踏まえ、報告者負担の軽減に配慮しつつ、より詳細かつ的確に患者数を把握するためには、大幅な標本設計の見直しを含めて、その把握方法を検討する必要がある。

(3) 両調査へのオンライン調査の導入

両調査については、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、医療分野における情報化の進展や調査実施者におけるこれまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の導入について引き続き検討する必要がある。

(4) 他の統計調査との関係

別途統計報告の徴集として実施されている受療行動調査は、患者調査の調査対象となった病院の入院及び外来患者本人から、その受療行動や医療ニーズを把握することを目的として実施されているものであり、これまでも、その集計・分析の一環として医療施設調査及び患者調査とデータリンケージを行うことにより、これまでも医療需給の関連分析が行われてきているが、今後、より詳細な分析に資する観点から、3調査間におけるデータの相互活用の一層の充実を図るよう検討する必要がある。